

労政研機発第 41 号

平成29年6月16日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

独立行政法人労働政策研究・研修機構

監事 東ヶ崎 将 ㊟

監事 藤森 謙司 ㊟

独立行政法人労働政策研究・研修機構平成28事業年度

監事監査（会計・業務）結果について

標記について、その結果を別紙のとおり、独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長に通知いたしましたので、ご報告申し上げます。

平成29年6月15日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫 殿

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

監事 東ヶ崎 将[㊟]

監事（非常勤）藤森 謙司[㊟]

独立行政法人 労働政策研究・研修機構平成28事業年度
監事監査（会計・業務）結果の通知について

今般、独立行政法人 労働政策研究・研修機構の業務の適正な運営を確認するため、独立行政法人通則法第19条第4項に基づき監査（会計・業務）を実施いたしましたので、その結果について別紙のとおり、通知致します。

第1 監査の方法及びその内容

1. 監査事項

(1) 会計監査

- ① 会計に関する組織及び制度の運用状況
- ② 年度会計（予算、収支計画及び資金計画）の実行状況
- ③ 資産、物品管理の状況
- ④ 契約に関する状況
- ⑤ 人件費、旅費等の支給、支払状況
- ⑥ 伝票の作成、記帳、口座管理及び現金管理の状況
- ⑦ 平成28事業年度財務諸表及び決算の状況
- ⑧ 平成27事業年度監査報告書において提起した要望・検討事項の改善状況
- ⑨ その他

(2) 業務監査

- ① 諸規定の整備・運用状況
- ② 業務運営に関する内部統制の状況
- ③ 労働政策研究・研修機構法第3条に規定する目的に対する運営状況及び中期計画、平成28事業年度計画の実施状況（経費削減措置の実施状況、業務の効率的実施の状況を含む）
- ④ 組織運営、人事運営その他
- ⑤ 平成27事業年度監査報告書において提起した要望・検討事項の改善状況

2. 監査対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3. 監査日程

(1) 会計監査

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に月次監査及び期中監査を実施、また、平成29年6月に期末監査を実施した。

(2) 業務監査

平成28年11月21日から30日及び12月6日から8日まで期中の業務監査を、平成29年5月24日、26日、30日、31日及び6月1日、6日、13日、15日に掛けて期末の業務監査を実施した。

その他に日常の決裁閲覧及び面接による業務内容の聴取の実施、経営会議等役員、幹部職員を含めた重要会議への出席を行った。

4. 監査の方法

(1) 会計監査

書面監査、実地監査及び面接による聴取の他、経営会議等重要会議への出席、会計監査人との意見交換及び会計監査結果の聴取により行った。

(2) 業務監査

書面監査、面接による聴取及び経営会議等重要会議への出席により行った。

5. 被監査部門

(1) 会計監査 総務部、労働大学校

(2) 業務監査 全部門

6. 監査担当者の氏名

監事 東ヶ崎 将

監事（非常勤） 藤森 謙司

第2 監査の結果

1. 会計監査実施結果の概要

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、当機構の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28事業年度における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）及び予算の区分に従い作成した決算報告書について行った監査結果を以下に示す。

(1) 会計に関する組織及び制度の運用状況

独立行政法人通則法（独立行政法人会計基準）に準拠し、且つ会計規程、会計規程実施細則等の諸規程に則り適正に実施されている。

(2) 年度会計（予算、収支計画及び資金計画）の実行状況

年度計画は適正に管理され遂行されている。

(3) 資産、物品管理の状況

会計規程、会計規程実施細則、固定資産管理細則等に則り、土地台帳、建物台帳、構築物台帳、固定資産準備台帳、少額資産（備品）台帳等により適正に管理されている。

- (4) 契約に関する状況
会計規程、同実施細則、契約事務実施細則及び同取扱要領に則り適正に運営されている。
- (5) 人件費、旅費等の支給、支払状況
職員給与規程、旅費規程等の諸規程に則り適正に支払われている。
- (6) 伝票の作成、記帳、口座管理及び現金管理
伝票は会計システムを利用して適正に作成されており総勘定元帳及び補助帳簿は適正に記載されている。
- (7) 平成28事業年度財務諸表及び決算の状況
当該独立行政法人が契約した監査法人（有限責任 あずさ監査法人、以下「あずさ監査法人」）の監査結果を聴取すると共に、前述までの諸結果を踏まえ財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成29年3月31日現在の財産の状況、平成28事業年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認める。
また、決算報告書は、当該独立行政法人による平成28事業年度の現行のセグメントに従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (8) 平成27事業年度監査報告書において提起した要望・検討事項の改善状況
会計監査の面から提起した要望・検討事項は特になし。
- (9) その他
あずさ監査法人による自主監査の結果については、監査計画（平成28年12月15日）及び監査結果（平成29年6月13日）について聴取し、監査の方法及び結果は相当であると認める。

2. 業務監査実施結果の概要

- (1) 諸規程の整備・運用状況
通則法、機構法等法令に基づき策定された「組織規程」、「就業規則」、「会計規則」等の諸規程、規則及び要領は整備されており、機構業務はこれら諸規程に準拠し適正に遂行、運用されていた。
また、一昨年度来より改訂施行された法規等を反映して幾つかの規程が見直された。

(2) 業務運営に関する内部統制の状況

基本方針、諸規程に基づき適正に実施されている。

当年度における内部統制推進室の活動は、機構内の「業務の有効性、効率性の確保」、「法令等遵守」、「損失危機管理」等々6つの事項について体制整理を行うと共に、以下の諸テーマを中心として機構組織全体に「内部統制システム」の定着化、普及化に重きを置き実施したことが確認できた。

- ・コンプライアンス上の課題への取り組み
- ・リスク管理上の課題への取り組み
- ・内部監査

それぞれの状況は以下であった。

① コンプライアンス上の課題への取り組み

- ・「セクハラ相談員向け研修」を指名した7名を対象に実施した。
- ・「メンタルヘルス研修」を「不調者を出さない安全な組織づくり、部下のメンタル問題への気付き・対処」をテーマに役職員全員を対象に計5回実施した。
- ・「情報セキュリティ研修」をCIO補佐官を講師に招き役職員全員を対象に計5回実施した。
- ・「一者応札」契約となった案件についてその原因及び今後の発注対応について事例研究を実施した。結果として従前から頻繁に発注していた業者に契約が集中する傾向も見え、今後更に一層の新規業者の発掘の必要性を再確認した。

② リスク管理上の課題への取り組み

- ・本部及び労働大学の「事業継続計画（BCP）」策定した。その第一歩として「事故・災害時の対応（緊急行動）指針」を調製した。
- ・「情報セキュリティ対策運用基準」の改訂を行った。
- ・「リスク管理表」のブラッシュアップを行った。

③ 内部監査

- ・「契約・支出状況の確認」、「法人文書ファイル管理簿の整備状況の確認」及び「個人情報の管理状況の確認」をテーマに定期的に監査を実施。

以上の他に随意契約等審査委員会を4回開催し100万円以上の契約に対する「一者応札・一者応募」及び「随意契約」の案件に関し審査を行い適正性を確認した。

特に、監事監査での実際の業務に対する事例研究では部門間の積極的な調整活動が際だった。

(3) 労働政策研究・研修機構法第3条に規定する機構の目的に対する運営状況及び中期計画、平成28事業年度計画の実施状況

各部門の業務活動は諸規程に則り適正に実施され概ね平成28事業年度計画は達成されたと認められる。

① 労働政策研究の成果及び国内外情報の収集・整理について

労働政策研究として第3期中期目標に掲げた6つのプロジェクト研究(サブテーマ19)を柱に、課題研究6テーマ、緊急調査5テーマに取り組んだ。また、労働政策研究報告書及び調査・資料シリーズ等計50件の研究成果物を取りまとめた。

各界からの評価は以下のとおりであった。

・厚生労働省からの評価

平成28年度に取りまとめた成果総数48件を含め、今期中に取りまとめた成果237件の成果について厚生労働省担当課から労働政策の企画立案等に有益であり、政策的インプリケーションに富むとの高い評価を受けている。

・リサーチ・アドバイザー部会による評価

取りまとめた研究成果のうち12件の労働政策研究報告書について、労働分野に見識の高い学識専門家で構成された当該部会による評価審査を受け、S(最優秀)1件、A(優秀)10件及びB(普通)1件の評価を頂いた。

・有識者アンケートによる評価

学識経験者、地方行政官、労働組合及び使用者を対象としたアンケート調査では、労働政策研究の成果や機構の事業活動全般について有益であるか否かの評価を受けたところ調査・研究成果物について年度目標(3分の2以上)を上回る97.8%の「大変有益である」及び「有益である」の評価を得ており、前期同様に今期の平均有益回答率もほぼ97%であった。

国内労働情報の情報提供件数は、「ビジネス・レーパー・トレンド」誌あるいはメールマガジン(以降「当機構誌」という)等を通じ、年度目標(100件以上)を上回る149件(前年度143件)であり、また期を通じて年度目標を20%以上上回る発信を行い目標を大きく上回った。

海外労働情報の情報提供件数は、ホーム・ページあるいは当機構誌等を通じ、年度目標(100件以上)を上回る143件(前年度144件)とほぼ同等であり、また期を通じて年度目標を40%以上上回る発信を行い目標を大きく上回った。

② 労働政策等の成果の普及について

メールマガジンの今年度の発信は、年度目標である週2回を達成させ、また期を通じて毎年度共目標を達成させた。有益度合いに関しても、読者アンケート調査より年度目標の80%以上を上回る99.6%の読者から有益回答を得ており期を通じて約93%以上の好評を得ている。

一方の読者数は、継続しての厚生労働省職員へのPR、地方労働行政職員及び労働大学校研修生への登録推奨等々の取り組みにより、年度目標（32,500名）を上回る34,715名（前年度33,221名）となった。

- 「その他の事業」として実施している労使実務家等を対象とした教育講座（東京労働大学講座）は、総合講座に416名、専門講座に120名の受講者を集めて実施され総合講座92.1%、専門講座100%の高有益回答率を得て終了した。

③ 政策論議の場の提供及び政策提言について

- 政策的対応が特に求められる課題について政策提言・政策論議の活性化を図ることを目的に機構内外の研究者、政策担当者及び労使関係者等を対象に企画した「労働政策フォーラム」の開催は地方都市での開催を含め年度目標の6回を達成した。参加者は平均266名で、有益度は目標（80%以上）を上回り94.9%（前年度93.9%）であった。期を通じての有益度も約90%以上の結果であった。

④ 労働関係事務担当職員等の研修について

- 厚生労働省から示された地方労働行政職員研修計画に基づき、また前年度の研修生からのアンケート調査結果等々の分析を踏まえ、より職場の実情に合致したかたちで研修コースの設定を行うと共に研修の内容・科目においても見直しを行い教材改善に取り組む等、研修活動を充実させていることが認められる。特に高度な専門知識を要する科目に関しては予習、予備知識のための講義など木目の細かな工夫がなされている状況が観察された。

平成28年度は4,084名の研修生を対象に合計88コースを実施した。（前年度4,076名、86コース）。

・研修後のアンケート調査結果

研修生への研修に対して「有意義」であったか否かのアンケート調査結果では、年度目標に掲げた有意義回答（85%以上）を上回る97.0%（前年度97.0%）と前年度同水準の有意義回答を得た。期を通じても97%以上の有意義度であった。また、研修効果について行った研修生の所属長による研修事後調査においても「役に立っている」との回答は年度目標（85%以上）を上回る94.4%（前年度96.7%）であった。

・機構研究員の研修活動への参画

機構組織における「研修」と「研究」の連携の面においては、研究員が講師となりキャリア支援部門を中心に、各部門から延べ77名（前年度90名）が講義に参画した。

- イブニングセッションの開催は31回であった。（前年度31回）

(4) 業務運営その他

年度内に観察された業務運営から特筆すべき事柄について以下に記す。

① 組織運営について

今年度初期及び下半期において組織統合がなされ、2部門及び3課を削減した。

また、要員についても平成25年度実績から5名の削減目標を達成させた。

以上にあつては、各変動が職員の仕事量、業務意欲にインパクトが起きない様運営業務の一部をアウトソーシング等をするなどの対応策を講じた。

② 人事運営について

・優秀人材の確保及び人材育成

任期満了の任期付研究員1名を「期間の定めのない雇用」として迎え入れると共に、新たに任期付研究員1名を採用した。

また、職員の専門的資質向上と意識啓発を図る目的から職場内外の研修への参加を奨励、研究員にあつては関係分野の外部研究者とも交流を深めるべく研究発表の実施を奨励した。更に研究意欲向上の目的から優秀な研究発表については表彰を行うなどの企画も勘案した。

特に、職員の能力開発、人材育成を目的に長期派遣制度で国内外各1名ずつの留学生を送った。また、研究成果の報告を目的に国際会議、国際学会に研究員を今年度は10名(期を通じて28名)派遣した。期初と比較し倍増している。

一方で、増加する海外派遣者へのセキュリティ・フォローも、「安全情報の入手」、「安否の確認」等機構組織的に徹底して実施しつつある。

・非正規職員の対応

派遣職員、アルバイト等非正規職員に対する有期雇用から無期雇用への転換及び処遇に関する規定について次年度から施行すべく準備を行った。

・職員の健康管理

職員の超過勤務時間等からの観察では著しく健康を欠く状況は見受けられなかった。また、各部門幹部の部下職員の健康状況のモニタリングにおいても健康を害する例はないことを確認した。併せて産業医へのメンタル診断の件数も近年増加の傾向は特にないとのことであった。

③ 契約管理について

・契約監視委員会等外部審査の協力も得て期中の契約状況は以下の通りであり、一般競争入札に対しての一者応札の件数は漸次減少させており、また随意契約にあつても期初からは半数に減少させている。

「第3期契約状況一覧」

年度	契約件数		
	一般競争入札	内一者応札	随意契約
平成24	78	6 (7.7%)	32
平成25	63	5 (7.9%)	20
平成26	54	4 (7.4%)	20
平成27	50	3 (6.0%)	22
平成28	42	3 (7.1%)	16

④ 業務運営の効率化に伴う経費節減について

「調達等合理化計画」に基づく取組み等を着実に実施することにより、今年度の運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費は平成23年度比15%以上（目標15%以上）の節減を、また業務経費における研究費の縮減等で同年度比5%以上（目標5%以上）の節減を達成した。

⑤ 自己収入について

「自己収入増加計画」に基づく新刊書籍の刊行及び販売促進、また大学講座の開催増等により両自己収入合計は平成22年度比11.9%（目標10%程度）の拡大となり目標を達成した。

⑥ 図書館運営について

今年度から図書館業務は外部委託運営に切り替えたところであるが、専門業者のノウハウ、創意工夫を活かしての展示コーナーのレイアウト改善、広報活動の推進等の結果、利用者からのレファレンス依頼の増加につながると共に利用者からのアンケート調査でもサービスに高評価を得ていた。

⑦ 国際セミナー開催について

今年度末に開催した「国際比較労働政策セミナー」は初めての試みであったが、国際労働法・社会保障法学会の支援を受け海外から32名、国内から31名の研究者及び38名の機構在籍役職員の参加を得て3日間のスケジュールで盛況に終わった。

(5) 平成27事業年度監査報告書において提起した要望・検討事項の改善状況

今後の機構の運営に係る事柄で、業務監査時に幾つか提起した要望・検討事項についてそれぞれ方策、改善案が勘案、遂行され一定の成果を得ていると認められる。

① 内部統制システムについて

一般的には、内部統制推進室が設立され、専任の室長が配置されてから機構内の内部統制に対する意識の高揚、定着化ではスピード・アップされた活動状況が伺える。コンプライアンス推進に向けた「コンプライアンス上の課題への取組計画」を策定し、各種研修活動の実施等々に生かしていた。PDCAサイクルを回しての推進面では、リスク管理等におけるリスクの抽出と対策の検討までは組織的に行われているものの、抽出されたリスクや対策の評価・検証に関しては一段強化願いたく継続的な検討をお願いしたい。

② 機構組織の強化について

2部3課の統合削減の遂行で効率的かつ効果的な業務運営体制の整備構築を行ったところである。職員の業務に歪みを与えないための業務のアウトソーシング推進など併せての変化が生じているが、機構内外のインパクトに視点を置き所定の軌道に乗せて頂きたい。

また、今期末での職員数は105名体制であるが、今後予想される事務職員の年齢構成に与える影響など勘案の上適正な人員構成の確立をお願いしたい。

③ 第3期中期計画の達成及び第4期中期計画について

第3期中期計画にあっては調査研究活動、研修事業及び調査研究の普及活動のいずれの活動においても毎年度初期計画を上回る成果をもって実績を残し終了したことを確認した。

また、今年度からの運営費交付金の収益化基準の導入にあっては5セグメント、11区分で単位を設定し会計業務の遂行がなされたことを確認した。

第3 監査結果に基づく所見

当機構の平成28事業年度の会計業務については各規程に基づき適正に執行されていることが確認され、また業務執行に関する事項についても中期計画に沿った平成28事業年度計画の業務を着実に実施し、年度計画に掲げられた数値目標を達成したことが確認された。今後更に業務をより効果的かつ効率的に運営し成果を上げるため、日常及び監査期間中気付いた諸点について以下に要望・検討事項として示すので改善に向け努力をお願いしたい。

(1) 内部監査強化について

内部監査については期を通じ定期的を実施頂いているところであるが、昨今の外部監査部門からのコメント、指摘事項から考えて、従前からの業務方法のまま慣例的に実施してきた面も見受けられる。

種々取り決めにおいてあらためて妥当性を再検討し、更なる効果的な内部監査を実施願いたい。

(2) 入札に対する内部牽制の強化

期を通じて「一者応札」契約が減少している状況にあることは前述した。しかし、一定の業者への複数発注も垣間見られ、今後の契約関連部門の入札業務等に対する内部牽制の強化が必要と認識した。複数年度に渡っての工事案件も散見される状況下、見積内容の吟味、精査と共に新規業者の発掘にも注力願いたい。

特に、世情から建設業界が多忙を極める状況から考え計画的な入札業務の執行が求められるものと思慮する。

(3) 研究費の予算管理について

研究費の予算要求及び全体予算からの各研究テーマ毎の予算割り付けは、研究費予実管理上重要な位置付けにある。「調査研究計画（総括票）」の作成前に予算割り付け額を、査定根拠と共に申し渡し予実管理に着手して頂くよう、研究員、予算割り付けの責任部門及び経理部門は連携をとって業務遂行されることをお願いしたい。

(4) 研究部門と研修部門の連携について

研究と研修の両部門で意識して取り組みが行われていることが確認された。検証も含めての継続的な取り組みをお願いしたい。

(5) 国際セミナー開催について

初めての開催ということでは成功裏であったと察する。当該セミナーが当機構の特徴を形成しようとする目玉イベントであり、主旨の一つとして海外からの専門家と国内研究・専門家の「チャンネル作り」、「ネットワーク形成」の場でもあるため、次年度以降の開催において機構全部門の一層の協力、盛り上がりと有意義な成果となることを期待する。

(6) 第4期中期計画の業績評価について

独法評価制度の抜本の見直しに伴い従前の標準が変わると共に、当該機構の掲げてきた数値目標が過年度における継続的な取り組みの結果、高いレベルに設定されている。それにより、職員の精神的な負担が過度なものとならないように留意願いたい。

第4 総合的評価

以上までに記した監査の結果等々を踏まえ、平成28事業年度の会計及び業務両面における監査総合評価として別添に「監査報告」を付す。

以上

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「法人」という。）の平成28事業年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部統制推進室、総務部、その他業務遂行部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、経営会議等重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、当該独立行政法人の契約した監査法人の監査結果を聴取し、会計帳簿、またはこれに関する資料の調査を行うと共に、会計責任者から必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1. 法令遵守状況及び中期目標達成状況

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2. 法人の内部統制システムの整備とその運用状況

内部統制システムは、適切に整備されていると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等

財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5. 事業報告書

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

特段の意見はなし。

平成29年6月15日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

監事 東ヶ崎 将 ㊟

監事（非常勤）藤森 謙司 ㊟